

# 「ちょいつく」 活動報告書

報告日

年

月

日

(\*) の項目については、「ちょいつく」事業・活動をまとめた千葉県ホームページ等における公表を予定しています。報告いただきました内容については、「注意事項」にのっとり運用させていただきますので、ご了承くださいましたら、チェック欄に✓をご記入ください。

## ■ 報告

代表者名		ニックネーム (*)	
グループ名		どんな仲間? (*)	
住所 ※学校の場合は、学校の所在地で可			
電話番号		メールアドレス	
活動日・期間 (*)	年	月	日 から 年 月 日 日間
実施場所 (*)	都道府県		市町村名
			活動場所の名称
グッズ作成内容 (*)	グッズ名		数量
活動内容や感想 (*)			

## ■ 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 活動報告書 (本書) <input type="checkbox"/> 活動写真 (2~3点)
------	----	---

## ■ その他

ご意見・ご感想 [任意]	「ちょいつく」についてのご意見・ご感想があれば記入してください。
-----------------	----------------------------------

### 【問合せ先・提出先】

千葉県環境生活部県民生活・文化課 住所：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
電話：043-223-4147 F A X：043-221-5858 メール：chibavola2020@pref.chiba.lg.jp

## 注意事項

### □作成基準

都市ボランティアが配布する「おもてなしグッズ」は以下の事項に該当しないものとします。

- 縦・横・高さの合計が20cmを超えるもの。
- 鋭利なもの。
- 海外へ持ち込むことができないもの。
- 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦するもの。
- 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したもの。
- 他者の著作権等を侵害するもの。

□報告いただいた「おもてなしグッズ」については、今後県の広報等で使用すること、報道機関に撮影・使用されることがあります。

□「ちょいつく」実施に係る経費・役務は自己負担となります。

□本書で報告のあった「#ちょいつく」に関する知的財産権は、千葉県又は原作者に帰属します。

□千葉県は、「#ちょいボラ」を行ったことに起因し生じた損失又は損害について、一切の責任を負いません。

□千葉県は、「#ちょいボラ」のイメージを侵害すると認められるものについては、特設サイトへの掲載をしない場合があります。

# 「ちょいつく」 活動報告書 (記載例)

報告日 2019 年 6 月 30 日

(\*) の項目については、「ちょいつく」事業・活動をまとめた千葉県ホームページ等における公表を予定しています。報告いただきました内容については、「注意事項」にのっとり運用させていただきますので、ご了承ください。チェック欄に✓をご記入ください。

## ■ 報告

代表者名	千葉 太郎	ニックネーム (*)	たろう	
グループ名	チーム太郎	どんな仲間? (*)	クラスメイト	
住所 ※学校の場合は、学校の所在地で可	千葉市中央区市場町1-1			
電話番号	000-000-000	メールアドレス	000	
活動日・期間 (*)	### 年 6 月 20 日 から 2019 年 6 月 30 日		10 日間	
実施場所 (*)	都道府県	市町村名	活動場所の名称	
	千葉県	千葉市	チーバ小学校	
グッズ作成内容 (*)	グッズ名	Good luck charm	数量	100
活動内容や感想 (*)	クラスのみさんとGood luck charm を作りました。オリンピック・パラリンピックで外国人に配られるのを楽しみにしています。			

## ■ 提出書類

提出書類	必須	<input checked="" type="checkbox"/> 活動報告書 (本書) <input checked="" type="checkbox"/> 活動写真 (2~3点)
------	----	---

## ■ その他

ご意見・ご感想 [任意]	「ちょいつく」についてのご意見・ご感想があれば記入してください。
-----------------	----------------------------------

### 【問合せ先・提出先】

千葉県環境生活部県民生活・文化課 住所：〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号  
電話：043-223-4147 F A X：043-221-5858 メール：chibavola2020@pref.chiba.lg.jp

## 注意事項

### □作成基準

都市ボランティアが配布する「おもてなしグッズ」は以下の事項に該当しないものとします。

- 縦・横・高さの合計が20cmを超えるもの。
- 鋭利なもの。
- 海外へ持ち込むことができないもの。
- 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦するもの。
- 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したもの。
- 他者の著作権等を侵害するもの。

□報告いただいた「おもてなしグッズ」については、今後県の広報等で使用すること、報道機関に撮影・使用されることがあります。

□「ちょいつく」実施に係る経費・役務は自己負担となります。

□本書で報告のあった「#ちょいつく」に関する知的財産権は、千葉県又は原作者に帰属します。

□千葉県は、「#ちょいボラ」を行ったことに起因し生じた損失又は損害について、一切の責任を負いません。

□千葉県は、「#ちょいボラ」のイメージを侵害すると認められるものについては、特設サイトへの掲載をしない場合があります。